

憲法基礎2 答案骨子

1 形式的意味の憲法，実質的意味の憲法

→憲法という成文の法典

ある特定の意味（統治の基本（固有の意味），自由主義に基づく基礎法（立憲的意味）を持った法

2 国政調査権の限界（司法権の独立との関係）

→司法権の独立とは，裁判に当たり他の国家機関から事実上重大な影響を受けることを禁じる原則

現に審理中の事件については，訴訟指揮の調査や内容の当否の調査は禁止されるが，裁判所と異なる目的から調査することはできる

3 選出の方法

比例代表制→得票数に比例した議員の選出を保証する方法

多数代表制→小選挙区制などで多数派から選出されるようにする

少数代表制→大選挙区，中選挙区制により少数派からも選出が可能に

4 内閣の権能

内閣は，行政権の行使について連帯責任を負う反面，閣議で職権を行使しなければならない

内閣の解散権を明示的に規定したものはない→7条に基づくとするのが通説

5 租税法律主義（憲法84条）

「租税」とは、国または地方公共団体がその課税権に基づいてその使用する経費に充当するために、強制的に徴収する金銭給付にこと

「租税」について、国民に直接負担を求めるものであることから、必ず国民の同意を得なければならないとする原則（判例上、全て法律に基づいて定められるべきとされている）

よって，法的拘束力を有する準則である

6 予算の法的性質

予算とは政府の行為を規律する法規範

予算という独自の法形式

法律の一種

どちらの説に立ったとしても支出を命じる法律がないという事態が生じる

7 憲法と条約

憲法優位説→下位法であるから違憲審査できる

しかし、81条の違憲審査の対象からはじかれているなどの理由で審査できないと考えることもできる

条約優位説→上位法を違憲審査できない

8 国事行為

国事行為は限定列举

新たな国事行為の新設は憲法に反する

9 条例と法律

憲法94条は法律の範囲内で条例制定を認めている

上乗せ条例は、法律の趣旨が上乗せ条例を排除する趣旨でなければ可能

10 憲法改正権

憲法改正権について制度化された憲法制定権力と解する（異質）場合には、その権限に限界が設けられることになる

始原的な権利だとすれば限界はないこととなる

11 刑罰規定の委任

政令は、法律による具体的な委任がなければならない

条例は、法律によらなければ罰則を設けることが出来ないとの憲法31条との関係で問題となる

条例が自主法（地方公共団体がその自治権に基づいて制定する法律）であることに鑑み、相当な程度に具体的な委任があれば制定可能

12 法の支配、法治主義、法律による行政

法の支配とは、権力を法で拘束し、国民の権利自由を擁護することを目的とする原理→内容の合理性が必要

法治主義とは、法律により権力を制限する原理であるが、内容の合理性は不要と考えている

法律による行政とは、少なくとも国民の権利や自由を制約し、または新たな義務を課する行政活動については、法律の根拠を必要とするという原理であり、内容は問わない

13 司法審査の対象

法律上の争訟であれば司法審査の対象となるのが原則

純粹に内部的事項の場合には、事柄の性質上、それぞれの団体の自治を尊重して司法審査を控えるべき場合がある

※特に、部分社会の法理は「一般市民社会の中にあつてこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会」であることを根拠とする

内部紛争に関し、団体の目的・性質、自律性を認める憲法上の根拠、争われている権利の性質等を考慮して、司法審査を控えるか判断

・最判昭和35年10月19日

議員の出席停止は、除名処分のような身分の喪失に関わる重大事項と異なり、議員の権利行為の一時的制限に過ぎないため、内部規律の問題として自治的措置に任せる

・最判令和2年11月25日

→議員に対する懲罰は地方公共団体の自律権の一部である

議員が議事に参与し、議決に加わること等は、住民自治を具現化させる（住民の代表としてその意思を普通地方公共団体意思決定に反映すべく活動する）

という責務を持つ議員にとっては、中核的な活動である

出席停止されると、議員は上記活動を行えなくなる

その権利制約の程度に鑑み、一時的制限に過ぎないとして、内部規律の問題として自治的措置に任せるべきではない